

福島県県民健康調査 甲状腺検査とはどのような検査かを簡単にまとめました。

・目的と対象者

甲状腺検査は福島県が福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターに委託して行われています。検査の対象者とその保護者に送られたお知らせ文書には、甲状腺検査の目的は「甲状腺検査は、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった放射線による健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されたことから、福島県はチェルノブイリに比べて放射性ヨウ素の被ばく線量が低いとされているが、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守ることを目的として開始されました」と書かれています。検査の対象者は、福島第一原子力発電所の事故の時におおむね 18 歳以下であった（1992 年 4 月 2 日から 2011 年 4 月 1 日までに生まれた）全福島県民です。検査は長きにわたって見守る（おおむね 30 年）と述べられています。2 巡目の検査からは原発事故の時、胎児だったことが想定される 2011 年 4 月 2 日から 2012 年 4 月 1 日までに生まれた方も検査の対象に含まれます。

・甲状腺検査の方法

甲状腺検査では、超音波装置（エコー機器）を用いて、甲状腺の中に結節性病変（しこりやのう胞）がないかどうかを調べるものです。検査は原則的に市町村ごとに行われ、20 歳を超えるまでは 2 年ごとそれ以降は 25 歳、30 歳などの節目ごとに行われており、現在 4 巡目の一次検査が間もなく終了するところです。県内に住む学校世代の方を対象とした検査は、各小中学校ならびに高等学校で検査が行われています（学校検査）。それ以外の方を対象とした検査は、公共施設などの一般会場あるいは県と協定を結んだ病院、診療所等で行われています。県外でも福島県と協定を結んだ専門医のいる病院、診療所等で行われています。

福島の甲状腺検査は一次検査と二次検査の 2 段階からなっています。一次検査では超音波を行い、結節（しこり）ものう胞も認めなかった場合を A1 とし、5.0 mm 以下の結節（しこり）あるいは 20mm 以下ののう胞を認めた場合を A2 と分類しています。5.1 mm 以上の結節（しこり）や 20.1mm 以上ののう胞がある場合、B の判定となります。B の判定の方には二次検査を行うことになっています。二次検査ではもう一度詳しく超音波検査を行ったり、血液をとって甲状腺の働きを調べたり（甲状腺ホルモンに異常がないかなど）します。場合によっては穿刺吸引細胞診（せんしきゅういんさいぼうしん）と言って、超音波で診ながら結節（しこり）に細い針を刺し結節（しこり）の細胞を取ってきて、顕微鏡で見て調べる検査を行うことがあります。

・甲状腺検査の結果概要

第 27 回ならびに第 34 回検討委員会資料から甲状腺がんまたはがん疑いの方が一巡目では 116 人二巡目では 71 人見つかっています。3 巡目 4 巡目はまだ進捗中ですが、合計で 200 人以上の方が甲状腺がんまたはがん疑いと診断されていることが報告されています。

2020 年 4 月 1 日 記載